

技プロ・附帯プロ用

事業事前評価表

国際協力機構
 バングラデシュ事務所

1. 案件名

国名： バングラデシュ人民共和国
 案件名： 和名 国家健全性戦略支援プロジェクトフェーズ2
 英名 National Integrity Strategy Support Project Phase 2

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国におけるガバナンスセクターにおける現状と課題

バングラデシュは、過去10年以上のGDP成長率が平均6%を超える等、近年急速な経済成長を続けており、2014年には一人当たりのGDPが1,000ドルを超え、低所得国から低中所得国へと移行しつつある(世界開発指標)。バングラデシュ政府は、調和のとれた経済成長及び社会開発を更に推進するため、行政の説明責任・透明性の一層の強化によるグッドガバナンスの促進及び汚職防止が不可欠と認識している。そのための対策として、反汚職委員会(Anti-Corruption Commission: ACC)の設置(2004年)、国連腐敗防止条約への加盟(2007年)、に加え、2012年には国家健全性戦略(National Integrity Strategy: 以下NIS)を承認し、包括的なガバナンス改善のため、公的機関のみならず非公的機関も含めた計16の関係機関¹による計115のアクションを特定した。

これらバングラデシュ政府による一連の取り組みを支援するため、JICAは内閣府の要請に基づき、2014年10月から2017年3月まで国家健全性戦略支援プロジェクト(以下、フェーズ1)を実施し、中央省庁を主な対象とするNIS実施枠組みの確立を支援した。同プロジェクトでは、内閣府内に設置されたNIS実施ユニット(National Integrity Implementation Unit: NIIU)を中心に、59の関係省庁機関毎に設置された倫理委員会及びNISフォーカルポイント²によるNIS作業計画の策定・実施・モニタリング等の実施体制構築を支援した。また、行政機関及び国民の間でのNISへの認知度向上を図るために、フォーカルポイントに対する研修、県庁所在地におけるNISセミナー、反汚職委員会との協働による分野別公聴会、グッドプラクティスセミナー等を実施している。

一方、NISと関連性の高い説明責任・透明性向上を促進するための諸施策(苦情申立制度、情報公開制度、内部通報者制度等)は、制度は存在するものの実

¹ 公共機関には、行政機関、国会、司法、反汚職委員会、地方自治体等が含まれ、非公共機関には政党、NGO・市民社会、教育機関、メディア、産業・民間も含まれる。

² 倫理委員会の議長は各省庁の事務次官、フォーカルポイントには次官補、局長が任命されている。

効性を伴う運用には改善の余地があるため、これらの運用を強化し NIS 作業計画及びその活動の質の向上が今後の重要な課題とされている。また、バングラデシュ政府は、NIS の更なる促進のために、フェーズ 1 で構築した NIS 実施枠組みを、地方県・郡事務所等の地方自治体や各省庁傘下の実施機関にも展開する計画である。しかしながら、NIS 実施枠組みの対象機関が大幅に増加するため、NIS 関連施策の運用の改善を図り、また NIS 作業計画及び活動の質を高めながら、この展開を図るためには、各関係機関へのアプローチ方法等を十分に検討することが必要である。

このような状況の下、内閣府は、NIS 実施体制の更なる強化、地方展開、NIS 関連施策の実施促進等を中心とした本事業の実施を我が国に要請した。

(2) 当該国におけるガバナンスセクターの開発政策と本事業の位置づけ

「10 年展望計画 (Perspective Plan) 」 (2010～2021) 「第 7 次国家開発 5 ヶ年計画」 (2016～2020) 等の国家上位政策において、バングラデシュ政府は、持続的かつ調和のとれた経済発展のため、グッドガバナンス促進による行政機関の透明性・説明責任の向上、汚職防止等が不可欠である、としている。NIS は内閣府を中心としたガバナンス向上のための包括的な取り組みであり、2017 度からは省庁の他、実施機関や地方県・郡事務所へも展開中である。本事業は、バングラデシュ政府のガバナンス向上に資する取り組みを、NIS 実施体制の更なる強化を通じて支援するものである。

(3) ガバナンスセクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国のバングラデシュ国別援助方針 (2012 年 6 月) では、あらゆる分野においてガバナンス改善のため政府機能の強化、行政サービスの向上を支援するとしている。また、同方針の別紙「事業展開計画」 (2014 年 5 月) でも、重点分野「社会脆弱性の克服」下の「行政能力向上プログラム」において、NIS の実施を支援するとしており、本事業はこれらの方針に合致している。

本事業との関連では、公共行政省 (Ministry of Public Administration) 下のバングラデシュ公務員研修所をカウンターパート機関とした、技術協力プロジェクト「公務員研修能力強化プロジェクト」 (2007 年～2010 年) 「TQM を通じた公共サービス改善プロジェクト」 (2012 年～2017 年) を実施した。「TQM を通じた公共サービス改善プロジェクト」では、TQM 研修の改善・普及体制の整備、郡レベルにおける TQM 実践支援体制の構築等を通し、郡レベルにおける業務改善を持続的に促進する体制の整備を支援している。

(4) 他の援助機関の対応

国連開発計画は、首相府を実施機関とした「Access to Information II 」 (2012 年～

2018年)により、地方自治体を対象としたデジタルセンターの設置の他、省庁・実施機関、県・郡事務所等における Web Service Portal サイト開設を通じた公共サービスの可視化を支援している。また、「Civil Service Change Management Programme」(2008年～2014年)を実施し、首相府(Governance Innovation Unit)による市民憲章(Citizen Charter)及び Service Process Simplification の導入を支援した。GIZ は、反汚職委員会に対し、市民社会との協働促進、県レベルでの汚職防止委員会設置、学校との連携等を通じた、汚職防止への取り組みを支援している。

3. 事業概要

(1) 事業目的(協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、内閣府を中心に NIS 実施促進に係る改善計画の作成、NIS 実施ユニットの機能強化、NIS 及び NIS 関連施策*に関する優良事例の蓄積、関係者の能力強化、効果的な広報戦略の作成等を行うことで NIS 実施体制の強化を図り、もって行政機関と関連機関の透明性・説明責任の向上に寄与するものがある。

*NIS 関連施策：行政機関の透明性・説明責任向上に資する諸制度（苦情申立制度、情報公開制度、公聴会、市民憲章、イノベーション/カイゼン、Service Process Simplification、E-ファイリング等）

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

- ・ バングラデシュ全土
- ・ 重点モニタリング県・郡（プロジェクト開始後、8 管区より 8 県・郡を選定予定）

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

- ・ 直接受益者：内閣府 NIS 実施ユニット職員、59 省庁 NIS フォーカルポイント
重点モニタリング県・郡の実施機関関係者
- ・ 最終受益者：バングラデシュ国民全体

(4) 事業スケジュール(協力期間)

2018年3月～2021年3月を予定（計36ヶ月）

(5) 総事業費(日本側)

約3.3億円

(6) 相手国側実施機関

- ・ 内閣府改革調整局

(7) 投入(インプット)

1) 日本側

- ・専門家派遣(計約 68MM:総括/ガバナンス、ガバナンス 2、研修開発、広報メディア戦略、業務調整/研修管理)
- ・本邦研修(ガバナンス/反汚職対策)
- ・現地国内研修(NIS 関連施策)
- ・機材供与(コピー機、PC、デジタルカメラ等)

2) バングラデシュ国側

- ・人員の配置
 - プロジェクト・ダイレクター: 内閣府改革調整局の次官補
 - 副プロジェクト・ダイレクター: 内閣府改革調整局の課長
 - その他カウンターパート: 内閣府 NIS 実施ユニット
- ・施設
 - 専門家執務室
- ・ローカルコスト
 - カウンターパート給与・各種手当、税金、CD/VAT 等

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

①カテゴリ分類:C

- ②カテゴリ分類の根拠: 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響が考えにくいため。

2) ジェンダー・平等推進・平和構築・貧困削減: 特になし

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

【技術協力】

- ・TQM を通じた公共サービス改善プロジェクト (2012 年～2017 年)
- ・国家健全性戦略支援プロジェクト (2014 年～2017 年)
- ・地方都市行政能力強化プロジェクト (2014 年～2018 年)
- ・中核都市機能強化プロジェクト (2015 年～2020 年)
- ・個別専門家 (地方行政アドバイザー) (2016 年～2021 年)

【有償資金協力】

- ・地方行政強化事業 (2015 年～2022 年)

- ・ 包括的中核都市行政強化事業（2014 年～2021 年）

2) 他ドナー等の援助活動

本事業では、他ドナー事業との直接的な連携の予定は現時点では特にない。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標：

行政機関と関係機関の透明性・説明責任が向上する

指標：NIS 実行計画に基づく行政情報の公開状況

2) プロジェクト目標：

NIS 実施体制が強化される

指標：

- ・ NIS 作業計画四半期報告書に基づき、NIS 年間活動報告書が作成される
- ・ 執行委員会が年に 1 回開催され、NIS 実施の進捗が報告される
- ・ NIS 及び NIS 関連施策の優良事例がウェブサイトや SNS で共有される

3) 成果

- ① NIS 実施促進に係る改善計画が作成される
- ② 内閣府 NIIU における NIS 実施に係る PDCA サイクルが強化される
- ③ NIS 及び NIS 関連施策に関する優良事例が蓄積される
- ④ NIS の効果的な実施のための能力強化の仕組みが整備される
- ⑤ NIS 実施促進に資する効果的な広報戦略が策定される

5. 前提条件・外部条件（リスク・コントロール）

(1) 前提条件

- ・ バングラデシュ政府の NIS 実施に係るコミットメントが継続する

(2) 外部条件

- ・ バングラデシュ政府による NIS 関連施策に対する実施支援が継続される。
- ・ カウンターパートに内閣府 NIIU の職員が配置される。
- ・ 内閣府内に NIIU が維持される

6. 評価結果

本事業は、バングラデシュ国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

バングラデシュ「TQM を通した公共サービス改善プロジェクト（2012 年～2017 年）」では、内閣府が推進する年間業績契約³の枠組みへカイゼンを内包化することにより、カイゼンが持続的に実施される仕組みを確保することに成功した。この経験から、プロジェクトの取り組みを主流化・制度化するためには、政府の推進する類似の取り組みとの連携が極めて重要であるという教訓が得られた。

ホンジュラス国「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト」では、中央政府による法律やガイドライン制定後、実施機関の地方自治体に対する技術的指導が制度の実効性を担保する上で非常に重要であるという教訓が得られている。

(2) 本事業への教訓

本事業では、NIS 作業計画を中心とする NIS 実施枠組みを各省庁実施機関や地方自治体等、より多くの関係機関を含む形で展開するが、内閣府改革調整局が推進する年間業績契約をはじめ、首相府（Governance Innovation Unit）による Innovation、公共行政省の市民憲章等との連携を図る。また、NIS 関連施策については、ガイドラインが制定されているものの、現場では必ずしも機能していない現状を鑑み、適切な技術指導を確保することに留意する。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1)のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業開始 6 ヶ月	ベースライン調査
事業終了 3 年後	事後評価

以上

³ 内閣府が 2014 年より行政改革の一環として取り組む行政機関への成果主義導入の試みの一つ。